

県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針

1 目的

この指針は、滋賀県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第6条または第11条の趣旨にのっとり、排除措置を講ずべき事務事業の範囲を明確にするとともに、必要な根拠規程等の整備および当該根拠規程等の運用について、各事務事業の間での整合性を確保することにより、暴排条例の円滑な施行に寄与することを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

イ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

ウ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 暴力団、暴力団員または前記アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) 暴力団等

次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等

オ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

(5) 法人等

法人その他の団体または個人をいう。

(6) 役員等

法人にあつては非常勤を含む役員および支配人ならびに営業所の代表者、法人以外の団体にあつては法人の役員等と同様に責任を有する代表者および理事等、個人にあつてはその者および支店または営業所を代表する者をいう。

(7) 排除対象者

上記(4)に該当するものをいう。ただし、法令により排除対象者の範囲が明記されている場合等、これにより難い場合は、各事務事業を所管する課（以下「事務事業所管課」という。）の定めるところによる。

(8) 排除措置

暴排条例第6条または第11条の趣旨にのっとり、排除対象者を事務事業の相手方としない措置をいう。具体的には、契約、許認可、補助金等に関し、契約しない、許認可を与えない、補助金を交付しない等の措置を講ずることをいう。

3 排除措置を講ずべき事務事業の範囲

(1) 排除措置を講ずべき事務事業の範囲

県の事務事業のうち、「暴力団を利するおそれのある事務事業」（次の(2)に該当するものは除く。）とする。暴力団を利するおそれのある事務事業とは、県の事務事業を通して、暴力団にとって有益な行為（暴力団活動に繋がる資金提供や便宜供与等）を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資するものをいい、具体的には、次の事務事業が考えられる。

ア 契約

- ① 工事の請負契約
- ② 製造の請負契約
- ③ 物件の買入れまたは借入れの契約
- ④ 役務の提供または業務の委託に係る契約
- ⑤ 不用品の売払い契約
- ⑥ 公有財産の買入れ、売払いまたは貸付けの契約
- ⑦ 金銭の貸付契約
- ⑧ その他県が当事者となって行う契約

イ 契約以外の事務事業

- ① 公の施設の指定管理者の指定
- ② 公の施設の利用に係る事務
- ③ 県営住宅への入居に係る事務
- ④ 許可および認可
- ⑤ 登録
- ⑥ 負担金および補助金の交付
- ⑦ その他県が行う事務事業で暴力団を利するおそれのあるもの

(2) 排除措置を講ずべき事務事業から除く事務事業

ア 相手方が、次に掲げる者に限られる事務事業

- ① 国、独立行政法人、国立大学法人および特殊法人
- ② 地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人、地方公社および県が出資・出えんしている株式会社
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条第1項に規定する公共的団体等（農協、漁協、商工会議所、社会福祉協議会、公益財団・公益社団法人など）

- ④ 電気、ガス、電話（携帯電話を含む。）等の公益事業を行っている法人
 - ⑤ その他明らかに排除対象者でないと認められるもの
 - イ 法令等に基づく許認可・登録等で、要件や欠格事由が限定列挙されており、県の裁量により排除対象者であることを理由に排除措置ができない事務事業
 - ウ 各種届出に係る事務事業であって、その届出が法令に定められた形式的要件に該当するものの受付等に係る事務事業
 - エ 緊急に実施しなければならない事務事業であって、排除措置をとることにより、当該事務事業が遅延し、県民生活に支障をきたすと認められるもの
 - オ その他、各種相談業務、アンケート等排除措置を講ずることが当該事務事業の目的または趣旨を大幅に逸脱すると認められる事務事業
- (3) 排除措置を講ずべき事務事業に該当するか否かの判断
- 事務事業所管課にあつては、上記(1)および(2)に基づき、所管する事務事業が、排除措置を講ずべき事務事業に該当するか否かの判断を行う。
- なお、法令等に基づく事務事業や国庫補助金に係る事務事業については、当該事務事業が上記(2)に該当するか否かを、これを所管する国の担当府省に、必要に応じて確認のうえ、当該判断を行うものとする。

4 排除措置の根拠規程等の整備およびその手順

(1) 根拠規程等の整備

3(3)により、排除措置を講ずべき事務事業に該当すると判断したものについては、当該事務事業に係る根拠規程等を次のとおり整備する。

ア 次のような規定を追加する。

① 排除対象者を当該事務事業の相手方としない旨の規定

別紙1のモデル規定を参考とする。

② 事務事業の相手方が排除対象者であることが判明した場合、または申請者等が排除措置を免れるために、排除対象者であることを隠蔽するなど、虚偽の申請等を行った場合には、取消、解除等の措置を講ずることができる旨の規定

③ 貸付金返還、違約金、損害賠償等に関する規定（必要と認められる場合に限る。）

イ 申請書等の様式を申請者等の「氏名」、「氏名読み仮名」、「生年月日」および「性別」が明記され、かつ、申請者等が法人の場合には、役員「氏名」、「氏名読み仮名」、「生年月日」および「性別」を記入した役員名簿が添付されるよう規定する。

ウ 事務事業の相手方から、別紙2を参考に、排除対象者でないことを表明・確約することを求める「誓約書」を当該事務事業の申請に係る必要書類とするよう努める。

(2) 整備の手順

ア 実施主体

事務事業所管課が個別に整備を行う。ただし、事務事業を所管する主たる課が一括して整備を行うことを妨げない。

イ 事務事業の相手方となる県民等への周知

事務事業所管課は、排除措置の趣旨および内容ならびに排除措置を講じようとする

る際に必要に応じて警察本部に照会する旨を事務事業の相手方および相手方になろうとする者に対し、周知する。

5 排除措置の的確な運用

(1) 事務事業所管課は、事務事業の相手方が排除対象者であるか否か疑義が生じたときは、知事と警察本部長との間で締結した「滋賀県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」等に基づき、警察本部（組織犯罪対策課）に、次により排除対象者に該当するか否かの照会を行う。

なお、排除対象者であるか否かの疑義が生じたときとは、一般的に相手方の言動、風評等により、排除対象者の疑いがあるときをいい、事務事業所管課の判断により、事務事業の相手方となる可能性のある者全てを照会することも可能とする。

ア 申請、申込み等をした相手方について、排除対象者に該当するか否かについて疑義がある場合には、その都度警察本部（組織犯罪対策課）に対し、別記第1号様式に相手方の「氏名」、「氏名読み仮名」、「生年月日」、「性別」等の必要事項を記載した照会様式を添付して照会を行う。

イ 事務事業所管課からの照会に対しては、県警本部（組織犯罪対策課）が別記第2号様式で回答を行う。

ウ 排除対象者が県の事務事業の相手方となっていることを、警察本部（組織犯罪課）において把握した場合には、別記第3号様式により当該事務事業所管課に対して通知するものとする。

エ 事務事業所管課は、排除措置を講じた場合には、別記第4号様式により警察本部（組織犯罪対策課）に通知するものとする。

オ 事務事業所管課は、直接、警察本部（組織犯罪対策課）に照会するものとし、原則として、文書により照会を行うものとする。

カ 「県等の建設工事からの暴力団排除対策に関する合意書」等、県と警察本部との間で別に合意書もしくは協定書を締結している場合または法令等に暴力団等を排除する定めがある場合は、当該合意書もしくは協定書または法令等の定めにより照会を行う。

(2) (1)の照会の結果、事務事業の相手方が排除対象者と判明した場合には、排除措置を講ずる。

(3) 契約、許認可等の後に事務事業の相手方が排除対象者であることが判明したときは、速やかに排除措置を講ずる。

(4) 警察本部および事務事業所管課は、捜査過程または事務事業の過程等において、事務事業の相手方が排除対象者であると認めた場合には、相互に情報交換を行ったうえ、排除措置を講ずる。

(5) 上記(4)のほか、県民等から事務事業の相手方が排除対象者であるとの情報提供があった場合ならびに(2)および(3)により排除措置を講ずる場合で、その対応、方針等について警察本部と協議する必要があるときは、当該事務事業担当課、警察本部（組織犯罪対策課）その他関係する課において、排除措置のための必要な協議等を行う。

6 外郭団体および指定管理者への要請

外郭団体（県が資本金等の4分の1以上を出資し、かつ県の出資割合が最も高い法人）または指定管理者制度導入施設を所管する所属の長は、所管する外郭団体または所管する施設の指定管理者に対しても、外郭団体や指定管理者が県の委託等を受けて行う事務事業において暴力団を利することがないように、この指針に準じて、排除措置を講ずるよう要請するとともに、その実施状況を確認する。

なお、必要な警察本部への照会については、外郭団体または指定管理者が行うこととする。

7 その他

- (1) この指針は、各事務事業所管課において、より積極的に暴力団排除を行うことを妨げるものではない。
- (2) この指針のほか、排除措置のため必要な事項は、別に定める。
- (3) この指針に関して、疑義が生じた場合は、警察本部（組織犯罪対策課）と協議するものとする。

暴力団排除に関するモデル規定（例）

（資格要件）

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1 の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

〔注 1〕 上記の排除範囲は、暴力団等を排除対象者とする場合（最も幅広く排除する場合）の規定例である。

〔注 2〕 排除対象者の範囲は、原則として、「暴力団等」としている。

〔注 3〕 法令に基づく事務であっても可能な場合は、排除範囲を「暴力団等」とする。排除範囲の決定に当たっては、当該事務の国の府省等に確認の上、判断すること。

誓 約 書 (例)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____